

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

4 【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 3 月 31 日

ウェルビングループ株式会社
(Wellbin Group Co., Ltd.)

代表取締役社長 玉置 義議

埼玉県所沢市坂之下 1 7 番地 1 号

(04) 2951-6233 (代表)

取締役副社長 板倉 公洋

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

ウェルビングループ株式会社

<https://www.wellbingroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月又は会計期間		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	14,368,179	15,105,337	17,926,916
経常利益	(千円)	688,405	656,436	846,506
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	447,540	464,034	566,752
包括利益	(千円)	451,818	459,875	570,817
純資産額	(千円)	2,031,819	1,871,494	2,349,362
総資産額	(千円)	7,187,973	8,437,328	9,051,528
1株当たり純資産額	(円)	1,005.85	1,028.29	1,308.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	10.00 (—)	10.00 (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	221.55	235.55	314.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	28.3	22.2	26.0%
自己資本利益率	(%)	24.4	23.8	26.9%
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	4.5	4.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	670,447	△147,755	1,159,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△497,051	△823,517	△210,765
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△846,782	693,009	△320,374
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,092,085	813,821	1,441,962
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	383 (124)	423 (150)	443 (139)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第7期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、取引所における当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

当社グループは、1998年2月に創業し、同年3月に現在のウェルビンググループ株式会社の前身である有限会社グローバンネットジャパンを設立し中古車売買を始めました。2019年12月に株式会社高須自動車を完全子会社化し、その後2020年3月に株式移転によりウェルビンググループ株式会社を設立しております。

設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
1998年2月	当社代表取締役社長である玉置義議が、埼玉県所沢市にて自動車販売事業を創業
1998年3月	資本金300万円にて有限会社グローバンネットジャパンを設立し、同事業を開始
2000年3月	資本金を1,000万円に増資し、株式会社グローバンネットに商号変更
2000年11月	全国ネットの中古車チェーンTAXに加盟し、TAX所沢1BOX店をオープン
2002年12月	所沢店の店舗面積を2倍に拡大し、TAX所沢店軽専門店をオープン
2006年9月	茨城県つくば市にTAXつくば軽&1BOX店をオープン
2009年6月	所沢店リニューアル、軽未使用車・新車専門店在庫台数200台へ
2012年5月	所沢店に大型車検場オープンし、自動車整備事業を開始
2013年5月	車検の速太郎所沢新座店オープン
2015年5月	TAX改め、自社ブランドPa!Cars所沢新座店、つくば店リニューアルオープン
2016年7月	Pa!Cars狭山ヶ丘店・車検の速太郎狭山ヶ丘店オープン
2019年12月	株式会社タカスより、株式会社高須自動車の全株式を取得し、完全子会社化
2020年3月	株式移転により、持株会社としての当社設立
2022年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2022年8月	Pa!Cars川越・車検の速太郎川越店オープン
2022年11月	綿仁株式会社の全株式を取得し、完全子会社化
2023年10月	Wellbin Talbiun Japan Mongolia LLC（モンゴル）を設立
2024年8月	Pa!Cars・ホリデー車検岩槻店オープン
2025年1月	Pa!Cars三島店オープン

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社（株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車、綿仁株式会社）、非連結子会社6社の計9社で構成されており、主に軽自動車の販売から、整備、車検、保険、钣金修理に至るアフターサービスまで、お客様の快適なカーライフを取り巻くサービスをワンストップで提供できる体制を実現しております。

事業内容、当該事業に係る位置づけ及び事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社グループは自動車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントとしております。

① 自動車販売事業

当事業は、主に軽自動車を取扱い、新車・未使用車・中古車の販売を行っております。軽自動車に特化することで、実用車を好む地域ニーズに対応しております。当社グループは、自社ブランド『Pa!Cars』を展開しており、株式会社グローバンネットは埼玉県西部エリア、株式会社高須自動車は埼玉県中央・東部エリア、綿仁株式会社は静岡県東部エリアを中心に、それぞれ店舗を展開しております。『Pa!Cars』は、所沢新座店、つくば店、狭山ヶ丘店、川越店、大宮店、与野店、岩槻店、三島店にて営業しております。標準査定額を元に値付けするのではなく、今お客様が求めるクルマ、求めやすい価格を多角的なデータにより解析しニーズに適した価格で提供しております。また、当社グループの強みとして、多岐にわたるメーカーから仕入れることで、よりお客様の希望に沿った商品を届けられる体制を整えるとともに、在庫切れリスクを避けて安定的な事業展開を可能としております。これらのサービスを店頭や面談時に高いホスピタリティをもって提供しております。

② 自動車整備事業

当事業は、主に自動車の車検、整備及び钣金修理を行っております。購入後のオイル交換や修理等を承ることで顧客満足度を高め、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。株式会社グローバンネットでは、埼玉県西エリアを中心に加盟ブランド『車検の速太郎』の店舗を展開しており、株式会社高須自動車では、埼玉県中央・東エリアを中心に加盟ブランド『ホリデー車検』の店舗を展開しており、綿仁株式会社では静岡県東エリアで加盟ブランド『車検の速太郎』の店舗を展開しております。立合い車検によって、安さ、品質に、最短45分での車検完了という速さを加えることで、車検・整備事業を変革し新しいビジネスへ発展させてきました。

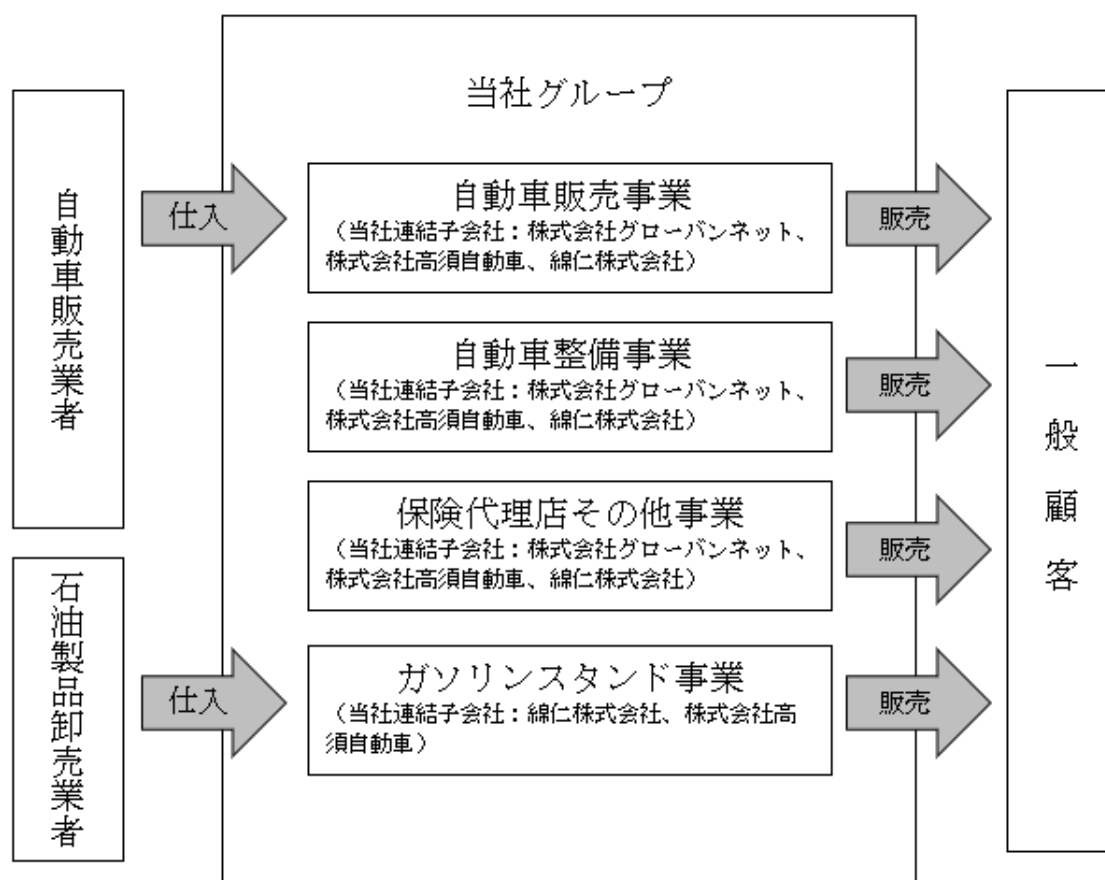
③ 保険代理店その他事業

当事業は、主に損害保険会社の代理店として、自動車販売時の自動車保険の新規獲得、その後の保険満期継続の獲得を行っております。自動車保険は顧客とのつながりを深く持つ重要なツールであるため、定期的に損害保険会社を交えた社内教育を実施することで顧客満足度を高め、それによって保険継続率を向上させ、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。その他、株式会社グローバンネットにて飲食店などを運営しております。

④ ガソリンスタンド事業

当事業は、当連結会計年度末において、10ヶ所のガソリンスタンドの運営をしております。静岡県において株式会社綿仁が9店舗、埼玉県において株式会社高須自動車が1店舗展開しております。カーライフに必要な不可欠なガソリンスタンドの運営により、定期的な顧客との接点を持つことが可能になり、弊社グループの認知度の向上だけでなく、自動車整備事業など他事業とのシナジー効果も実現しております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社グローバンネット (注) 2、3	埼玉県所沢市	13,000	自動車及び中古自 動車の販売、整備	100.0	役員の兼任
株式会社高須自動車 (注) 2、3	埼玉県さいた ま市見沼区	20,000	自動車及び中古自 動車の販売、整備	100.0	役員の兼任
綿仁株式会社 (注) 2、3	静岡県沼津市	50,000	石油製品の販売・ 自動車の販売・賃 貸及び整備事業等	100.0	役員の兼任

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車及び綿仁株式会社は、特定子会社に該当しております。
3. 株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車及び綿仁株式会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えているため、同社の2025年1月1日から2025年12月31日までにおける主要な損益情報等を記載いたします。

	株式会社グローバンネット	株式会社高須自動車	綿仁株式会社
① 売上高	8,461,946 千円	5,078,106 千円	4,625,123 千円
② 経常利益	500,134 千円	360,972 千円	51,286 千円
③ 当期純利益	342,720 千円	249,195 千円	34,543 千円
④ 純資産額	1,001,278 千円	1,633,270 千円	201,304 千円
⑤ 総資産額	3,787,924 千円	3,072,416 千円	1,396,493 千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）
443 (139)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）
2 (—)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の日本経済は、雇用情勢と所得環境の好転に加え、各種政策の効果も相まって、緩慢ながら回復の道を歩んでいます。一方で、グローバル経済の減速が日本の景気回復を阻害する可能性があることに留意が必要です。また、インフレ傾向や金融・資本市場の不安定性など、経済の不確実性要因にも警戒が必要な状況です。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2025年1月から2025年12月までの国内軽自動車（乗用車）販売台数は1,302,857台（前年同期比108.3%）と前年を上回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

当連結会計年度における売上高は17,926,916千円（前期比18.7%増）、売上総利益3,602,018千円（前期比15.8%増）、販売費及び一般管理費2,742,145千円（前期比11.6%増）、営業利益は859,872千円（前期比31.9%増）、経常利益は846,506千円（前期比29.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は566,752千円（前期比22.1%増）となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,441,962千円（前連結会計年度末に比べて628,141千円増加）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,159,282千円の収入（前期は147,755千円の支出）となりました。これは主として、前受金の増加173,142千円、未払消費税等の増加159,968千円、税金等調整前当期純利益の計上833,865千円が生じた一方で前渡金の増加37,702千円が生じたことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、210,765千円の支出（前期は823,517千円の支出）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出144,004千円、長期貸付けによる支出67,455千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、320,374千円の支出（前期は693,009千円の収入）となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出224,439千円、短期借入金の純減少150,000千円、長期借入れによる収入154,000千円などによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えてを事業部門別に記載しております。

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
自動車販売事業	11,306,445	130.5
自動車整備事業	2,751,455	114.9
保険代理店その他事業	581,956	110.8
ガソリンスタンド事業	3,287,059	93.4
合計	17,926,916	118.7

(注) 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

『「心地良い」をつくる』をミッションに掲げ、また、『最高にリラックスしてカッコよく生きる！！』を経営理念としております。

自動車の販売から、整備、車検、保険、钣金修理に至るアフターサービスまで、お客様の快適なカーライフを取り巻くサービスをワンストップで提供できる体制を実現しております。

(2) 対処すべき課題等

① 経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスを強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やI R活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

② 人材確保と育成

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーション活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図るとともに、経営感覚を持つ人材の育成を強化します。また、事業の拡大に伴い、新規の採用活動についても積極的に取り組んでまいります。

③ 商品環境の変化への対応

消費者の嗜好の変化や燃料価格の急激な変動により消費者が買い替えを控える等、消費行動が大きく変化した場合には業績に影響が及ぶ可能性があることを認識しております。また、電動車及び電気自動車（EV）の普及など、流通する商品自体が大きく変化した場合に向けて、当社グループのサービスも変化させていけるような体制を整えてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性がある事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 新規出店計画について

当社グループは、今後継続的に新規店舗を出店する方針であります。適切な物件が見つからない場合、計画的に出店できない可能性があります。また、出店に必要な人材獲得ができない場合や、新規出店に必要な資金の一部を金融機関から調達できない場合には出店が遅延する可能性があります。このような場合には当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保、育成について

当社グループは、顧客の立場に立ったサービスを心掛けることを大事にしておりますが、そのためには優秀な人材を獲得し、継続的に教育していく必要があります。しかしながら、人材採用において売り手市場が続く、人材獲得が計画どおりに進まなかった場合には、サービス力の低下や人件費が上昇するなど当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 消費者の嗜好の変化について

当社グループが扱う自動車販売事業は、消費者の消費嗜好や生活スタイルに大きな影響を受けます。当社グループでは消費者のニーズに的確に対応できるよう専門性の高い店舗の運営を行っておりますが、燃料価格の高騰や電動車及び電気自動車（EV）の普及等により消費者が嗜好する車種が変化した場合、あるいは生活スタイルの急速な変化により自動車そのものに対するニーズに低迷が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 仕入先について

当社グループは、販売する自動車の獲得方法として多様な仕入先を利用することで、在庫不足による販売機会の喪失リスクの低減を図っております。半導体不足による供給減の中でも、年間販売計画に則り前倒しで発注を進めることで、顧客希望納期に合わせた引き渡しができる点が当社グループの強みでもあります。しかしながら、複数の供給ルートが同時に停止し、顧客の需要に応じた販売ができない場合には、計画している売上高を達成できない等、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 有利子負債の依存について

当社グループは、多店舗展開による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入れを行っている為、有利子負債依存度も高い水準にあります。当社グループでは、借入れに際し、取締役会で十分な協議及び検討を重ねて決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である玉置義議は当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定において重要な役割を果たしております。当社グループはノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合には当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 配当政策について

当社は、中長期的に企業価値を向上させるとともに、株主の皆様へ利益還元することを重要な経営課題として取り組んでおります。当社は、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しながらも、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行う考えであります。業績、財政状態及びその他の状況の変化によっては、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、顧客からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報について

当社グループは、営業活動上お客様の個人情報を保有しております。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、各種規程・マニュアルの整備、社員への周知徹底等、個人情報の管理体制の整備を行っておりますが、万が一情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害等について

当社グループは、埼玉県エリアに店舗展開しており、当該エリアにおいて大雪や台風、地震等、天候・天災による被害が発生した場合、一部又は全ての店舗で営業活動を行えなくなる可能性があります。また、被害が一部の店舗に限定された場合でも、当該店舗の営業不可能な状態が長期に及んだ際には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制等について

当社グループの事業は、古物営業法、道路運送車両法、道路運送法、保険業法等の適用を受けております。当社グループでは、これら法規制を遵守すべく、社内規程等を整備しており、現在のところ取消事由は発生していません。しかしながら、法改正等により新たな取消事由に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの業務運営に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 2 月 28 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生

手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合

を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないといふ乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行する

ものとして取り扱う。))。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 588,825 千円増加し、4,774,963 千円となりました。これは主として、現金及び預金の増加 628,141 千円、前渡金の増加 37,702 千円などによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 25,374 千円増加し、4,276,565 千円となりました。これは主として、長期貸付金の増加 67,455 千円、建物及び構築物の減少 40,025 千円などによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 212,296 千円増加し、5,109,283 千円となりました。これは主として、前受金の増加 173,142 千円、未払消費税等の増加 159,968 千円、短期借入金の減少 150,000 千円などによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 75,964 千円減少し、1,592,882 千円となりました。これは主として、長期借入金の減少 71,021 千円などによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 477,867 千円増加し、2,349,362 千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益 566,752 千円、自己株式の取得 74,750 千円などによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、連結子会社の綿仁株式会社三島店を中心として、144,004千円を投資いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(国内子会社)

2025年12月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
株式会社 グローバ ンネット	埼玉県 所沢市	本社、店 舗、整備 工場	86,917	39,874	2,464	—	2	129,257	52
株式会社 グローバ ンネット	埼玉県 川越市	店舗、整 備工場	237,442	—	551	561,281	135	799,409	30
株式会社 高須自動 車	埼玉県 さいたま 市見沼区	本社、店 舗、整備 工場	53,913	27,752	—	683,904	—	765,569	73
株式会社 高須自動 車	埼玉県 さいたま 市岩槻区	店舗、整 備工場	369,968	13,498	5,700	—	—	389,166	18
綿仁株式 会社	静岡県 三島市	店舗、整 備工場	153,181	11,790	6,899	247,596	—	419,466	12

(注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年12月31日	—	2,020,000	—	30,000	—	—

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	6	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	135	—	—	20,065	20,200	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.67	—	—	99.33	100	—

(注) 自己株式 225,000 株は「個人その他」に 2,250 単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
玉置 義議	東京都練馬区	1,519,500	84.65
板倉 公洋	東京都練馬区	102,000	5.68
高須 俊久	埼玉県さいたま市見沼区	100,000	5.57
原 敏昭	埼玉県羽生市	40,000	2.23
神杉 卓	埼玉県所沢市	20,000	1.11
ヤマヒロ株式会社	東京都新宿区北新宿4-1-1	6,900	0.38
中村オートパーツ株式会社	東京都練馬区谷原1-22-2	6,600	0.37
計	—	1,795,000	100.00

(注) 上記のほか当社保有の自己株式 225,000 株があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 225,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,795,000	17,950	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,020,000	—	—
総株主の議決権	—	17,950	—

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ウェルビングル ーブ株式会社	埼玉県所沢市坂 之下 17-1	225,000	—	225,000	11.1
計	—	225,000	—	225,000	11.1

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第 155 条第 3 号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (千円)
取締役会 (2025 年 4 月 17 日) での決議状況 (取得期間 2025 年 4 月 18 日)	25,000	74,750
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	25,000	74,750
残存決議株式の総数及び価格の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行 った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得 自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分 割に係る移転を行った取 得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	225,000	—	225,000	—

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策のひとつとして認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

なお、2025年12月期の期末配当は実施いたしません。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2023年12月期、2024年12月期、2025年12月期については、売買実績がありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 最近6月間の売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14.3%)

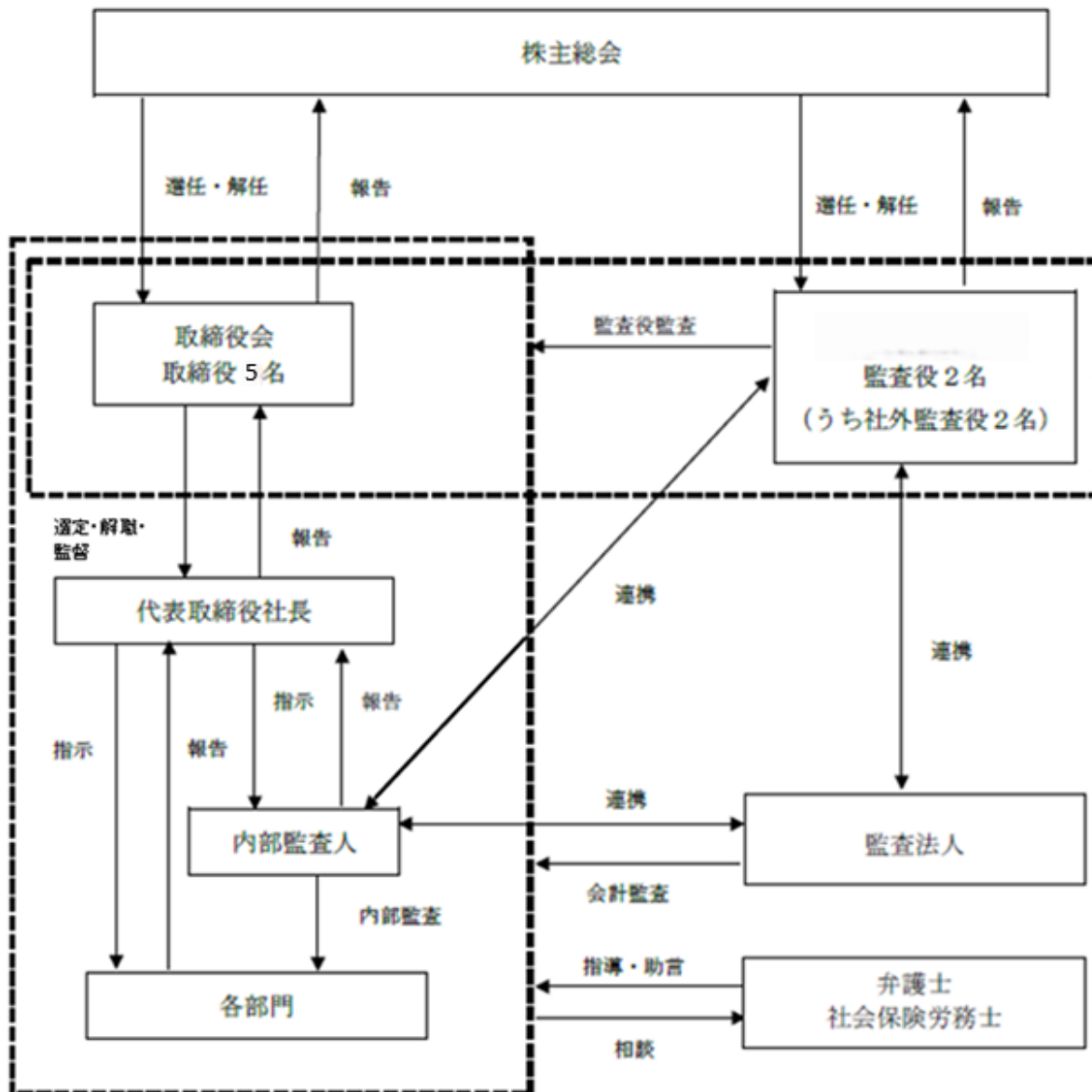
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	玉置 義義	1969年8月27日生	1992年4月 1996年5月 1998年3月 2020年3月 2022年4月 2023年10月 2024年7月 1975年8月 1997年8月 2020年3月	野村證券株式会社 入社 株式会社タックス本部 入社 有限会社グローバンネットジャパン設立 (現：株式会社グローバンネット) 代表取締役就任 (現任) 当社代表取締役社長就任 (現任) ウェルビンマーケティング株式会社代表取締役就任 (現任) Wellbin Talbium Japan Mongolia LLC代表取締役就任 (現任) WELLBIN ASIA INC. 代表取締役就任 (現任) 有限会社高須自動車取締役就任 株式会社高須自動車代表取締役就任 当社取締役会長就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	1,519,500
取締役	副社長	板倉 公洋	1969年5月16日生	1993年4月 1997年3月 2009年9月 2018年8月 2020年3月 2024年7月	東海東京証券株式会社 入社 コナミデジタルエンタテインメント株式会社 入社 レアル・バリュー株式会社代表取締役就任 (現任) 株式会社グローバンネット取締役就任 当社取締役副社長就任 (現任) WELLBIN ASIA INC. 取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	102,000
取締役	常務	神杉 卓	1982年7月24日生	2005年11月 2017年9月 2022年4月 2022年11月 2026年3月	株式会社グローバンネット 入社 株式会社グローバンネット 取締役就任 株式会社グローバンネット 代表取締役就任 (現任) 綿仁株式会社取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 2		20,000
取締役		原 敏昭	1965年4月4日生	1984年4月 1991年4月 2001年8月 2018年8月 2020年3月 2022年11月	スズキ自工株式会社 入社 株式会社高須自動車 入社 株式会社高須自動車取締役就任 株式会社高須自動車代表取締役就任 当社取締役就任 (現任) 綿仁株式会社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	40,000
取締役		辰尾 俊之介	1991年5月11日生	2015年4月 2022年9月 2024年7月 2026年3月	株式会社埼玉りそな銀行 入行 ウェルビングループ株式会社 入社 WELLBIN ASIA INC. 取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 2		—
監査役		覚正 京子	1977年7月20日生	2000年8月 2015年5月 2020年3月	藤原克美司法書士事務所 入所 司法書士法人人形町法務事務所設立 代表 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
監査役		中井 直樹	1987年1月9日生	2011年7月 2014年2月 2020年10月 2021年4月 2021年11月 2022年3月 2024年3月	谷口薫税理士事務所 入所 有限責任監査法人トーマツ 入所 中井直樹公認会計士事務所開業 代表 (現任) 当社監査役就任 (現任) 株式会社STRAIGHT代表取締役 (現任) entight Partners株式会社代表取締役 (現任) NOSE SHOP株式会社監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								1,681,500

(注) 1. 取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2028年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年12月期における役員報酬の総額は67,840千円を支給しております。
5. 覚正京子氏及び中井直樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は岩村豊正氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士8名その他2名であります。

なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により業務を合理的に分担することで特定の組織並びに特定の担当者業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社グループの内部監査は、経営管理部が主管部署として業務を監査しております。また、経営管理部の監査は代表取締役及び業務部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外役員の状況

当社は社外監査役2名を選任しております。社外監査役は経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役覚正京子氏及び中井直樹氏は、当社グループとの間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的・中立的な視点から経営監視機能が十分に発揮されるように取引関係等を考慮した上で選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	63,680	63,680	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	4,160	4,160	—	—	2

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	18,000	—
連結子会社	—	—
計	18,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	813,821	1,441,962
売掛金	198,725	222,504
商品	2,556,592	2,538,551
原材料及び貯蔵品	29,703	18,954
前渡金	435,334	473,037
その他	153,432	80,745
貸倒引当金	△1,472	△792
流動資産合計	4,186,137	4,774,963
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 1,195,008	※3 1,154,983
機械装置及び運搬具（純額）	※2 217,895	204,553
工具、器具及び備品（純額）	※2 45,642	31,153
土地	※3 1,707,149	※3 1,712,846
リース資産（純額）	14,478	6,732
有形固定資産合計	※1 3,180,174	※1 3,110,269
無形固定資産		
ソフトウェア	6,115	3,961
のれん	45,684	30,456
その他	1,888	2,028
無形固定資産合計	53,688	36,445
投資その他の資産		
投資有価証券	16,619	300
関係会社株式	※4 141,756	※4 141,786
出資金	3,229	6,063
長期貸付金	380,953	448,408
差入保証金	142,599	142,209
保険積立金	218,943	237,734
繰延税金資産	31,355	34,982
その他	81,871	118,363
投資その他の資産合計	※5 1,017,327	※5 1,129,849
固定資産合計	4,251,190	4,276,565
資産合計	8,437,328	9,051,528

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		186,953		185,734
短期借入金	※ 6	3,300,000	※ 6	3,150,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 3	217,565	※ 3	218,147
リース債務		7,630		5,588
未払金		201,073		182,583
未払費用		72,396		81,154
未払法人税等		137,015		152,305
未払消費税等		29,837		189,806
前受金		687,455		860,597
賞与引当金		28,876		49,764
その他		28,183		33,600
流動負債合計		4,896,987		5,109,283
固定負債				
長期借入金	※ 3	1,652,643	※ 3	1,581,622
リース債務		6,202		1,259
その他		10,000		10,000
固定負債合計		1,668,846		1,592,882
負債合計		6,565,833		6,702,165
純資産の部				
株主資本				
資本金		30,000		30,000
資本剰余金		399,088		399,088
利益剰余金		2,046,471		2,595,024
自己株式		△600,000		△674,750
株主資本合計		1,875,559		2,349,362
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△4,064		—
その他の包括利益累計額合計		△4,064		—
純資産合計		1,871,494		2,349,362
負債純資産合計		8,437,328		9,051,528

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※ 1	15,105,337	※ 1	17,926,916
売上原価		11,995,641		14,324,898
売上総利益		3,109,696		3,602,018
販売費及び一般管理費	※ 2	2,457,930	※ 2	2,742,145
営業利益		651,765		859,872
営業外収益				
受取利息		137		1,959
受取配当金		130		144
補助金収入		1,649		3,675
受取保険金		13,821		8,962
匿名組合投資利益		9,900		11,086
その他		26,237		24,228
営業外収益合計		51,877		50,057
営業外費用				
支払利息		34,961		54,510
匿名組合投資損失		6,591		6,233
その他		5,654		2,679
営業外費用合計		47,206		63,424
経常利益		656,436		846,506
特別利益				
有形固定資産売却益	※ 3	49,182		—
国庫補助金		8,047		—
特別利益合計		57,229		—
特別損失				
有形固定資産除売却損	※ 4	230	※ 4	2,002
固定資産圧縮損		8,047		—
投資有価証券売却損		—		6,450
投資有価証券評価損		—		4,188
特別損失合計		8,277		12,641
税金等調整前当期純利益		705,388		833,865
法人税、住民税及び事業税		242,992		273,673
法人税等調整額		△1,637		△6,561
法人税等合計		241,354		267,112
当期純利益		464,034		566,752
親会社株主に帰属する当期純利益		464,034		566,752

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	464,034	566,752
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,158	4,064
その他の包括利益合計	※ △4,158	※ 4,064
包括利益	459,875	570,817
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	459,875	570,817

④ ③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包括 利益累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	1,602,637	—	2,031,725	94	94	2,031,819
当期変動額								
剰余金の配当			△20,200		△20,200			△20,200
親会社株主に帰属する当 期純利益			464,034		464,034			464,034
自己株式の取得				△600,000	△600,000			△600,000
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）						△4,158	△4,158	△4,158
当期変動額合計	—	—	443,834	△600,000	△156,165	△4,158	△4,158	△160,324
当期末残高	30,000	399,088	2,046,471	△600,000	1,875,559	△4,064	△4,064	1,871,494

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包括 利益累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	2,046,471	△600,000	1,875,559	△4,064	△4,064	1,871,494
当期変動額								
剰余金の配当			△18,200		△18,200			△18,200
親会社株主に帰属する当 期純利益			566,752		566,752			566,752
自己株式の取得				△74,750	△74,750			△74,750
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）						4,064	4,064	4,064
当期変動額合計	—	—	548,552	△74,750	473,802	4,064	4,064	477,867
当期末残高	30,000	399,088	2,595,024	△674,750	2,349,362	—	—	2,349,362

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	705,388	833,865
減価償却費	159,635	230,974
のれん償却額	15,228	15,228
有形固定資産売却益	△49,182	—
国庫補助金	△8,047	—
有形固定資産除売却損	230	2,002
固定資産圧縮損	8,047	—
投資有価証券売却損	—	6,450
投資有価証券評価損	—	4,188
補助金収入	△1,649	△3,675
受取保険金	△13,821	△8,962
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,980	20,888
受取利息及び受取配当金	△267	△2,104
支払利息	34,961	54,510
売上債権の増減額 (△は増加)	22,847	△23,779
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△708,050	1,263
前渡金の増減額 (△は増加)	△137,212	△37,702
仕入債務の増減額 (△は減少)	18,444	△1,218
未払金の増減額 (△は減少)	62,913	△18,490
前受金の増減額 (△は減少)	103,864	173,142
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△98,489	159,968
その他	△113,126	50,872
小計	5,693	1,457,421
利息及び配当金の受取額	267	2,104
利息の支払額	△34,961	△54,510
補助金の受取額	9,697	3,675
保険金の受取額	13,821	8,962
法人税等の支払額	△222,460	△258,383
法人税等の還付額	80,187	11
営業活動によるキャッシュ・フロー	△147,755	1,159,282
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△740,518	△144,004
有形固定資産の売却による収入	68,882	—
長期貸付けによる支出	△49,123	△67,455
長期貸付金の回収による収入	5,950	—
投資有価証券の売却による収入	—	12,686
子会社株式の取得による支出	△67,772	—
その他	△40,935	△11,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	△823,517	△210,765

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,200,000	△150,000
長期借入れによる収入	400,000	154,000
長期借入金の返済による支出	△278,399	△224,439
リース債務の返済による支出	△8,391	△6,984
自己株式の取得による支出	△600,000	△74,750
配当金の支払額	△20,200	△18,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	693,009	△320,374
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△278,263	628,141
現金及び現金同等物の期首残高	1,092,085	813,821
現金及び現金同等物の期末残高	※1 813,821	※1 1,441,962

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称：株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車、綿仁株式会社

(2) 主要な非連結子会社の数 6 社

非連結子会社の名称：リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.、
WELLBIN ASIA INC.、Wellbin Talbiun Japan Mongolia LLC、Pacars Wellbin LLC

(注) 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.、WELLBIN ASIA INC.、
Wellbin Talbiun Japan Mongolia LLC、Pacars Wellbin LLC

(注) 非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物：定額法を採用しております。

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車販売及びその附帯業務として、主に自動車販売事業、自動車整備事業及びガソリンスタンド事業を行っております。自動車販売事業については、自動車を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、自動車整備事業については、車検、整備及び钣金修理等のサービス提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。ガソリンスタンド事業については、石油関連商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産	3,180,174	3,110,269

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとにグルーピングを行っております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等に減損の兆候があると識別し、兆候に該当した店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

上記将来キャッシュ・フローは、店舗ごとに作成された将来事業計画を基礎にしております。当該事業計画の主要な仮定は、来店数、成約率、販売台数、店舗人員数等であります。当該指標は、各店舗の過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮して策定しております。

上述の見積もりや仮定には不確実性があり、市場環境等の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,059,358千円	1,244,491千円

※2 圧縮記帳

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
機械装置及び運搬具	12,247千円	—
工具、器具及び備品	5,973	—

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物（純額）	725,148千円	840,480千円
土地	1,246,966	1,246,966
合計	1,972,114	2,087,437

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	137,257千円	148,139千円
長期借入金	1,324,003	1,345,840
合計	1,461,261	1,493,979

※4 非連結子会社に対するものは次のとおりであります

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	141,756千円	141,786千円

※5 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資その他の資産	—	792千円

※6 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
コミットメントラインの総額	3,300,000千円	3,800,000千円
借入実行残高	3,300,000	3,150,000
差引額	—	650,000

なお、コミットメントライン契約の内訳は次のとおりです。

(1) コミットメントライン契約 (2020年9月)

相手先	株式会社埼玉りそな銀行
極度額	1,000,000千円
借入実行残高	850,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(2) コミットメントライン契約 (2020年11月)

相手先	株式会社みずほ銀行
極度額	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円

- ① 各年度の決算期における単体の損益計算書及び連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(3) コミットメントライン契約 (2023年1月)

相手先	株式会社三井住友銀行
極度額	1,000,000千円
借入実行残高	800,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(4) コミットメントライン契約 (2023年6月)

相手先	株式会社商工組合中央金庫
極度額	800,000千円
借入実行残高	500,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	766,942千円	852,381千円
賞与引当金繰入額	19,022	18,380
広告宣伝費	241,389	269,267
減価償却費	159,635	230,974
のれん償却費	15,228	15,228
退職給付費用	7,294	6,507

※3 有形固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	△742千円	—
機械装置及び運搬具	△126	—
土地	50,051	—
計	49,182	—

(注) 同一物件の売却により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

※4 有形固定資産除売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械装置及び運搬具	230千円	2,002千円
計	230	2,002

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△6,261千円	△4,518
組替調整額	—	10,638千円
税効果調整前合計	△6,261	6,120
税効果額	2,102	△2,055
その他の包括利益合計	△4,158	4,064

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,020,000	—	—	2,020,000	
合計	2,020,000	—	—	2,020,000	
自己株式					
普通株式	—	200,000	—	200,000	(注)
合計	—	200,000		200,000	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 200,000 株は、普通株式の自己株式買取による増加である

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 3 月 28 日 定時株主総会	普通株式	20,200	10.00	2023 年 12 月 31 日	2024 年 3 月 28 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 28 日 定時株主総会	普通株式	18,200	利益剰余金	10.00	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 28 日

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,020,000	—	—	2,020,000	
合計	2,020,000	—	—	2,020,000	
自己株式					
普通株式	200,000	25,000	—	225,000	(注)
合計	200,000	25,000		225,000	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 25,000 株は、普通株式の自己株式買取による増加である

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025 年 3 月 28 日 定時株主総会	普通株式	18,200	10.00	2024 年 12 月 31 日	2025 年 3 月 28 日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	813,821千円	1,441,962千円
現金及び現金同等物	813,821	1,441,962

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払利息の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入に切り替えることによりそのリスクを回避しております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金運用に関するモニタリングを実施し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024 年 12 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期貸付金	380,953	380,953	—
資産計	397,572	397,572	—
(1)長期借入金（１年内返済予定を含む）	1,870,209	1,870,078	△131
負債計	1,870,209	1,870,078	△131

当連結会計年度（2025 年 12 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期貸付金	448,408	448,408	—
資産計	448,708	448,708	—
(1)長期借入金（１年内返済予定を含む）	1,799,769	1,796,605	△3,164
負債計	1,799,769	1,796,605	△3,164

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金、売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、未払金、短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

長期借入金

変動金利の借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	141,756千円	141,786千円
出資金	3,229	6,063

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	380,953	—	380,953
資産計	—	380,953	—	380,953
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,870,078	—	1,870,078
負債計	—	1,870,078	—	1,870,078

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	448,408	—	448,408
資産計	—	448,408	—	448,408
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,796,605	—	1,796,605
負債計	—	1,796,605	—	1,796,605

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した国債等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、市場金利に連動する変動金利であり、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	813, 821	—	—	—
売掛金	198, 725	—	—	—
長期貸付金	—	380, 953	—	—
合計	1, 012, 546	380, 953	—	—

当連結会計年度（2025 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 441, 962	—	—	—
売掛金	222, 504	—	—	—
長期貸付金	—	448, 408	—	—
合計	1, 664, 467	448, 408	—	—

5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	217, 565	207, 011	207, 011	191, 968	181, 235	865, 416
合計	217, 565	207, 011	207, 011	191, 968	181, 235	865, 416

当連結会計年度（2025 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	218, 147	221, 481	203, 104	192, 371	135, 527	829, 137
合計	218, 147	221, 481	203, 104	192, 371	135, 527	829, 137

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的義務を負わない退職給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、7,294 千円であります。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的義務を負わない退職給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、8,119 千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	13,348千円	16,781千円
未払事業税	8,469	15,777
減価償却超過額	4,484	—
その他	9,027	6,448
繰延税金資産合計	35,330	39,007
繰延税金負債との相殺	△3,974	△4,024
繰延税金資産の純額	31,355	34,982
繰延税金負債		
その他	△3,974	△4,024
繰延税金負債合計	△3,974	△4,024
繰延税金資産との相殺	3,974	4,024
繰延税金負債の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	左に同じ	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は45千円、法人税等調整額が45千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
自動車販売事業	8,663,915	11,306,445
自動車整備事業	2,395,261	2,751,455
保険代理店その他事業	525,049	581,956
ガソリンスタンド事業	3,521,110	3,287,059
顧客との契約から生じる収益	15,105,337	17,926,916
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	15,105,337	17,926,916

(表示方法の変更)

油外売上高につきまして、社内管理上の区分変更に伴い2025年12月期から「保険代理店その他事業」ではなく、「自動車整備事業」の区分として表示しております。それに伴い、過年度の売上高に関しましても、同方針に基づいて組み替えた数値を表示しております。

この結果、前連結会計年度の注記において、「保険代理店その他事業」915,108千円および「自動車整備事業」2,005,203千円は、「保険代理店その他事業」525,049千円および「自動車整備事業」2,395,261千円として組み替えております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	221,573	198,725	198,725	222,504
契約負債	583,590	687,455	687,455	860,597

(注) 契約負債（前受金）は、主に車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価として受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、自動車販売事業における車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (2025 年 12 月 31 日)
1 年以内	60,646	65,161
1 年超	209,110	269,644
合計	269,757	334,806

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注 1)	科目	期末残高 (千円) (注 1)
非連結 子会社	リアル・バ リュウ株式 会社	東京都 豊島区	30,000 (千円)	不動産販売	(所有) 直接 100	役員の兼任	経営指導料の受取 (注)	891	長期貸付金	196,000
非連結 子会社	Wellbin Talbiun Japan Mongolia LLC	モンゴル国 ウランバー トル市	480,000 (千トゥ グルグ)	自動車及び 中古自動車 の整備	(所有) 直接 100	役員の兼任	資金の回収 (注)	5,950	長期貸付金	103,045
							経営指導料の受取 (注)	227		

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定した利率見合いを経営指導料に含めて受け取っております。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注 1)	科目	期末残高 (千円) (注 1)
非連結 子会社	レアル・バ リ ュー株式会 社	東京都 豊島区	30,000 (千円)	不動産販売	(所有) 直接 100	役員の兼任	—	—	長期貸付金	196,000
非連結 子会社	Wellbin Talbin Japan Mongolia LLC	モンゴル国 ウランバ ートル市	480,000 (千トゥ グルグ)	自動車及び 中古自動車 の整備	(所有) 直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注)	46,000	長期貸付金	149,045
非連結 子会社	WELLBIN ASIA INC.	フィリピン	25,000 (千フィ リピンペ ソ)	自動車及び 中古自動車 の整備	(所有) 直接 100	役員の兼任	資金の貸付 (注)	21,455	長期貸付金	27,771
非連結 子会社	WELLBIN INC.	フィリピン	125 (千フィ リピンペ ソ)	自動車及び 中古自動車 の整備	(所有) 間接 39	役員の兼任	資金の貸付 (注)	—	長期貸付金	75,592

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定した利率見合いを経営指導料に含めて受け取っております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注 1)	科目	期末残高 (千円) (注 1)
役員	玉置義議	—	—	当社代表取 締役	(所有) 直接83.49	債務被保証	当社事業用定期借地 権設定合意書に対す る債務被保証 (注)	18,000	—	—

(注) 事業用定期借地権設定合意書に基づく債務について代表取締役玉置義議より債務保証を受けております。事業用定期借地権設定合意書の債務被保証の取引金額は、年間賃料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注 1)	科目	期末残高 (千円) (注 1)
役員	玉置義議	—	—	当社代表取 締役	(所有) 直接84.65	債務被保証	当社事業用定期借地 権設定合意書に対す る債務被保証 (注)	18,000	—	—

(注) 事業用定期借地権設定合意書に基づく債務について代表取締役玉置義議より債務保証を受けております。事業用定期借地権設定合意書の債務被保証の取引金額は、年間賃料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
1株当たり純資産額 (円)	1,028.29	1,308.84
1株当たり当期純利益 (円)	235.55	314.64

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	464,034	566,752
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	464,034	566,752
普通株式の期中平均株式数(株)	1,970,000	1,801,250

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,300,000	3,150,000	1.24	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	217,565	218,147	1.33	—
1年以内に返済予定 のリース債務	7,630	5,588	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	1,652,643	1,581,622	1.34	2027年～2039年
リース債務 (1年以内に返済予 定のものを除く)	6,202	1,259	—	2027年～2027年
合計	5,184,042	4,956,617	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	221,481	203,104	192,371	135,527
リース債務	1,259	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年6月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	当社所定の金額
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	当社所定の金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.wellbingroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年 3 月 31 日

ウェルビングループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の 2025 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。